官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（内閣府九二）　一
〔法規的告示〕
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境七〇）　五
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同七一）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人国立青少年教育振興機構令和六事業年度財務諸表関係　六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　七

府令

○内閣府令第九十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の四第三項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗